

富士吉田市新型コロナウイルス感染症検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富士吉田市から山梨県外に通勤・通学等をする者に対し、新型コロナウイルス感染症検査（以下「検査」という。）の費用負担を支援することによって、市内における社会不安の解消及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症検査 新型コロナウイルス感染症に係る抗原定量検査（鼻咽頭ぬぐい液）をいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校並びにこれらに準ずる教育施設であつて、富士吉田市長が適当と認めるものをいう。

(実施主体及び事業の委託)

第3条 事業の実施主体は、富士吉田市とし、一般社団法人富士吉田医師会（以下「委託検査機関」という。）に委託し、富士吉田医師会検体採取センターにおいて実施するものとする。

(実施期間)

第4条 事業を実施する期間は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までとする。

(対象者)

第5条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、検査を受ける日において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等を滞納していない者
 - (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 山梨県外に設置されている学校等に通学する者
 - イ 山梨県外に通勤する者
 - ウ 山梨県外に月に5回以上出張する者
- (検査の費用及び回数)

第6条 対象者が受ける検査の費用は、無料とする。ただし、検査の実施場所までの交通費及び検査の結果が陽性の場合についての医療機関受診における保険診療において発生する自己負担金については、この限りでない。

- 2 検査を受けることができる回数は、各月1回とする。
- (検査の申請)

第7条 検査を受けようとする対象者は、富士吉田市新型コロナウイルス感染症検査申請書(様式第1号)に次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 通勤 勤務先の社員証の写し及び定期券その他通勤をしていることが確認できる書類の写し
- (2) 通学 在学する学校等の学生証又は在学証明書の写し及び定期券その他通学をしていることが確認できる書類の写し
- (3) 企業等に勤務する者の出張等 出張命令、出張証明書など県外へ出張したことが分かる書類等の写し
- (4) 自営業者の出張等 業務先からの依頼書、高速道路の利用明細、取引先の詳細が分かる物等、県外へ行くことが妥当と判断できる書類等の写し

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに委託検査機関へ予約を行い、検査日を決定するとともに、当該申請した者(以下「申請者」という。)へ報告するものとする。

(検査実施条件)

第8条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の申請をすることができない。

- (1) 検査に関し必要な同意事項に同意しないとき。
- (2) 発熱や咳等の症状があるとき。

(検査結果)

第9条 委託検査機関は、検査結果を市に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、富士吉田市新型コロナウイルス感染症検査結果通知書兼証明書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

3 前項の検査結果が陽性の場合、申請者は、市の指示に従い医療機関を受診し、当該医療機関の指示に従わなければならない。

(検査費用の返還等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、検査費用の全部又は一部に対し、検査費用の実額を請求することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により検査を実施したとき。

(2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(個人情報保護)

第11条 委託検査機関は、事業の性質に鑑み、特に個人情報の漏洩の防止を徹底するとともに、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症検査事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、令和3年6月1日から施行する。

(この訓令甲の失効)

2 この訓令甲は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第9条関係）